



令和3年4月13日

報道機関各位

工業流通団地の購入者の負担軽減をする 土地代金支払猶予制度の創設と分譲の募集

栄スマートインター隣接地に造成した工業流通団地の分譲に当たり、今般の社会情勢を踏まえて購入者の負担を軽減するため、金利を必要としない土地代金支払猶予制度を創設しました。

また、分譲可能面積が残りわずかとなり、現在募集を行っています。

【本件のポイント】

- 金利を必要としない土地代金支払猶予制度を創設
- 50,000円/坪で分譲の募集中
- 栄スマートインターチェンジと国道8号に隣接する交通利便性の高いエリアにあり、関東方面の相場の50%以下

【本件の概要】

1 土地代金支払猶予制度

(1) 利用期間

ア 据置期間 最長5年

イ 分割期間 最長10年

(2) 金利 0%

(3) 担保設定 ① 第一順位の抵当権 ② 買戻権 ③ 連帯保証人

(4) 所有権移転 売買代金の1/3の額の納入確認後

(5) 分割払いの方法 最長10年で3～10回払い

2 分譲の募集

(1) 募集期間 分譲予定地がすべて売買契約に達するまで

(2) 対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業

※そのほかの業種の方は問合せください。

(3) 分譲募集面積 6.7ha

(4) 売買契約開始時期 Aブロック 内定後随時

Bブロック 12月

(5) 分譲価格 50,000円/坪

(6) 問合せ 商工課 電話 0256-34-5610

※ 募集要領、分譲状況等はホームページを御覧ください。



ホームページ

【問合せ】三条市経済部 商工課 商工係 丸山

電話：0256-34-5610